

[事案 2021-102] 新契約無効等請求

・令和5年4月13日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2021-99] [事案 2021-100] [事案 2021-101] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の不適切な行為等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年10月に乗合代理店を通じて契約した外貨建終身保険2件（契約①②）について、以下等の理由により、契約①②を無効として、既払込保険料を返還してほしい。または、契約①②の既払込保険料に相当する金額を損害賠償してほしい。

- (1) 契約①②は自分の預かり知らない間に募集人が成立させたものであり、自らの意思で締結したものではない。
- (2) 募集人は、ご契約のしおり・約款の交付および意向確認を行わず、重要事項や外貨 建保険のリスク等の保険業法上必要な説明を行っていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 関係証拠から、申立人は契約①②に加入することを認識しており、申立人の意思で加入したものと考えられる。
- (2) 関係証拠や募集人の陳述によれば、募集人は申立人に対し、資料の交付や意向確認等、保険業法上必要な説明を行ったと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および代理人弁護士、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は、個別の契約に関し、募集時の状況について事実認定を行うことは困難であるが、募集時の取扱いに不適切な点があった可能性が否定できないことから、紛争の早期解決の観点も踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、申立人の同意が得られなかったため、裁定手続を打ち切ることとした。